

訪問看護サービス契約書(医療保険)

この契約書は、様(これ以降「利用者」と略します)と、
医療法人立川メディカルセンターよねやま訪問看護ステーション(これ以降「事業者」と略します)との間に、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

第 1 条(契約の目的)

事業者は、健康保険法令及びこの契約書に従い、利用者に対し療養上の世話又は診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条(契約期間)

- 1 この契約の期間は、契約締結の日から、利用者の終了の意思表示がされるまでの期間とします。ただし、第 8 条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。
- 2 上記の契約満了日の 2 日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

第 3 条(訪問看護計画)

- 1 事業者は利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえ、主治医の訪問看護指示書に基づき「訪問看護計画書」を作成します。そして、「訪問看護計画書」に従って計画的にサービスを提供します。
- 2 「訪問看護計画書」は主治医に隨時報告します。

第 4 条(サービス提供の記録等)

事業者は、訪問看護記録等の記録を作成した後 5 年間はこれを適正に保存します。又、法的に必要な時は利用者の求めに応じてその写しを交付致します。

第 5 条(利用者負担金及びその滞納)

- 1 サービスに対する利用者負担金は、別紙の利用料金表に記載する通りとします。尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を 2 ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は 1 ヶ月以上の猶予期間を置いたうえで支払いの期限を定め、この期限

までに利用者が利用者負担金を支払わない場合は、契約を解除する旨通告することができます。

3 事業者は、前項に定める期間が満了した場合には、この契約を文章により解除することができます。

第 6 条(利用者の解約権)

利用者は、7 日間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。

第 7 条(事業者の解除権)

1 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、前項の規定に関わらず、予告期間を設けることなく、契約を解約することができます。

2 事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合事業者は、利用者の主治医等と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

第 8 条(契約の終了)

1 第2条の規定により、事前の更新合意がなされないまま、契約の有効期間が満了した時

2 第5条の規定により、事業者から契約解除の意思表示がなされた時

3 第6条の規定により、利用者から解約の意思表示がなされた時

4 第7条の規定により、事業者から解約の意思表示がなされた時

5 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時

(1)主治医により訪問看護が必要ないと判断された時

(2)利用者が医療施設に入院した場合(3ヶ月以上継続)

(3)利用者が死亡した場合

第9条（感染対策）

感染対策委員会を設置し、指針の整備、研修等を行い施設における感染症の発生及び、まん延防止に努めるものとします。

(1) 委員には、常勤する職員を充てる。

(2) 委員はおおむね 1 ヶ月に 1 回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(3) 委員は従業者に対し、感染対策の教育・研修を実施する。

① 定期的な教育・研修(年 2 回以上)を行う。

② 新任職員に対する感染症対策研修を実施する。

③ 外部研修の受講など必要な教育・研修を実施する。

④ 感染発生時の対応訓練(年1回以上)を行う。

- (4) その他必要な感染防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第10条（職員の質の確保）

事業者は施設職員に対し、資質向上のため、以下のとおり研修の機会を設けるものとします。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施。

(2) 施設内研修 感染対策、医療安全、虐待防止等、適宜実施。

- 2 事業者は施設職員に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

第11条（虐待の防止のための措置）

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催し、その結果を施設職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備。
- (3) 虐待の防止のための施設職員に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に定める措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

第12条（業務継続計画の策定）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第13条（ハラスメント防止について）

当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当

の範囲を超えたものにより授業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

第 14 条(損害賠償)

事業者は、サービスの提供にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償致します。

ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。

第 15 条(個人情報保護)

1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める事とします。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での看護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供について治療上必要な情報については、必要最小限の範囲で県や市町村に情報提供をできるものとします。また、医学の進歩に貢献する医学研究(症例報告・学会発表・医学論文 等)において、利用者から知り得た医療情報(個人情報)を個人が特定されない形で利用させていただく場合があります。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者とも雇用契約の内容に含めます。

第 16 条(苦情対応)

1 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません

第 17 条(契約外条項等)

1 この契約及び健康保険法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます

第18条(暴力団排除に関する規定)

事業者は、柏崎市暴力団排除条例に規定する基本理念にのっとり、暴力団を恐れない、資金を提供しない、利用しないなどの、暴力団 又は暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除します。

訪問看護重要事項説明書(医療保険)

◎ わたしたち(事業者)の概要は次のとおりです。

事業所名	よねやま訪問看護ステーション
所在地	柏崎市大字茨目字ニツ池2071番地1
県指定年月日	平成8年6月1日
法人名	医療法人 立川メディカルセンター
電話番号	0257-22-0111
訪問看護師数	6人以上 うち 看護師 6人以上、作業療法士 1人以上
営業日・営業時間	月曜～金曜 8:30～17:00 休日:土曜、日曜、祝日、12月31日から1月3日まで

◎ わたしたち(事業者)があなたに提供するサービスの概要は次のとおりです。

1 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、訪問看護です。

「訪問看護」とは、事業者の看護師等が、援助が必要な状態であり、主治医が必要と認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供するサービスです。

2 担当の職員

あなたを担当する訪問看護師及びその管理者は次の者です。

訪問看護師	氏名 (資格:)
	連絡先 0257-22-0111
管理責任者	氏名 五位野 敏江
	連絡先 0257-22-0111

ご相談や苦情、連絡がある場合は訪問看護師又は管理責任者までご連絡願います。苦情窓口については各保険者(柏崎市福祉保健部 23-5111 市役所代表、刈羽村役場福祉保健課 45-3916、長岡市役所福祉保健部 0258-35-1122 市役所代表)、もしくは新潟県国民健康保険団体連合会(025-285-3022)にも設置してあります。

3 利用者負担金

このサービスを利用するにあたって、あなたにご負担して頂く料金は、別紙の料金表のとおりです。

4 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

5 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

6 サービスの利用にあたってあなたが注意すべきこと

- ① 看護師等は、金銭の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、健康保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
- ③ 訪問看護師に対し、贈り物、飲食物の提供はお断りします。
- ④ サービス実施のために必要となる備品、電話等の費用は利用者にご負担いただきますのでご了承ください。
- ⑤ 看護師等が、担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき個人情報を医療従事者等と共有することができますのでご了承ください。

サービスの提供に先立って、上記のとおり説明します。

(事業者)所在地 柏崎市大字茨目字二つ池2071番地1

医療法人 立川メディカルセンター

事業所名 よねやま訪問看護ステーション

代表者職・氏名 管理者 五位野 敏江

(説明者職・氏名)

上記の内容について説明を受け同意し、訪問看護の提供に関する契約を締結します。また、第10 条に定める利用者の個人情報及び家族の個人情報の使用について、同意します。

上記契約の証として、本契約書を2部作成し、利用者及び事業者押印のうえ、それぞれ一部ずつ保有します。

令和 年 月 日

(利用者)ご住所

お名前

印

(代理人)ご住所

お名前

印

(立会人)ご住所

お名前

印

(家族代表)ご住所

お名前

印
